



茨木市高度情報化推進計画 (第3次)



平成25年(2013年) 3月

茨 木 市



【目 次】

はじめに

1 計画策定の背景

- (1) ICT（情報通信技術）社会の現況 1
- (2) 行政情報化の推進 3
- (3) 茨木市のこれまでの取組 7
- (4) 電子自治体の実現に向けての課題 12

2 計画の基本方針

- (1) 計画の基本的な考え方 14
- (2) 計画の位置づけ 14
- (3) 計画期間 14

3 計画の目標

- (1) 実感できる市民サービスの向上 15
- (2) 行政運営の簡素・効率化 16
- (3) 情報基盤整備と既存システムの改善 16
- (4) 新たな制度改正への対応 16

4 具体的施策一覧 18

5 情報化施策の推進体制 20

6 年度計画表 21

7 個別施策の概要

(1) 実感できる市民サービスの向上

- 被災者支援システムの導入 22
- 証明書等コンビニ交付の導入 24
- 戸籍副本データ管理システムの導入 26
- レセプト分析システムの導入 28
- 救急搬送支援システムの導入 30
- ホームページ、携帯サイトの充実 32
- 電子申込システムの拡充 34
- 公金収納システムの拡充 36
- 各種IT講習会の実施 38

(2) 行政運営の簡素・効率化

- 職員参集安否確認システムの導入 40
- 統合型GIS（地理情報システム）の拡充 42
- OSS（オープン・ソース・ソフトウェア）の導入 44
- 土地台帳・家屋台帳の電子化 46

滞納整理システムの導入	48
人事総合情報システムの導入	50
情報システム調達ガイドラインの策定	51
(3) 情報基盤整備と既存システムの改善	
オープン系システムの導入及び更新	52
基幹系システムの刷新	56
自治体クラウドの研究	58
職員の育成と情報リテラシーの向上	60
セキュリティ対策の強化	61
(4) 新たな制度改正への対応	
社会保障・税に関わる番号（マイナンバー）制度	62
社会保障制度改革	63
資料編	
情報化施策等の経過	64
用語集	67

用語の解説

本文中の専門的な用語を解説するために、各ページの下段に注釈文を掲載しています。
また、資料編に用語集として、注釈文をまとめて再掲しています。

はじめに

私たちを取り巻くICT（情報通信技術）は、いまや生活に欠かせないものとなりました。ブロードバンド・インフラが整備され、スマートフォンをはじめとした高機能携帯電話の普及が進み、我が国の情報インフラは世界最高水準に達しています。

このような状況の中、国は、平成22年（2010年）5月に、国民の暮らしの質を飛躍的に向上させるための戦略とする「新たな情報通信技術戦略」を発表し、情報通信技術が果たす役割の大きさを示しています。

茨木市においても、電子自治体の実現に向けて、簡易電子申込システムや税の電子申告システム（eLTAx）を導入することで、一部の手続において、インターネットを利用した申請や申込が可能となり、市民が窓口を訪れる必要がなくなりました。

また、自動交付機やコンビニ収納の拡充により、市民の利便性の向上とともに、職員の事務処理時間の短縮も可能となりました。

しかし、行政の情報化の基盤となる基幹系システムは、高額な運用経費とともに、度重なる制度改正、法改正による改修費用により財政を圧迫しています。

今後は、社会保障・税に関わる番号（マイナンバー）制度等で検討されている情報連携基盤と連携が必要なことから、システム再構築を行う場合は、その形態も含めて、対応が必要です。

今回、こうした課題を踏まえながら、茨木市では市政を取り巻く新たな環境変化や新たな課題に対応し、更なる市民サービスの向上と行財政改革を図るため、平成25年度（2013年度）から5年間の茨木市高度情報化推進計画（第3次）を定めるものであります。

平成25年(2013年)3月

茨木市長 木本保平

1 計画策定の背景

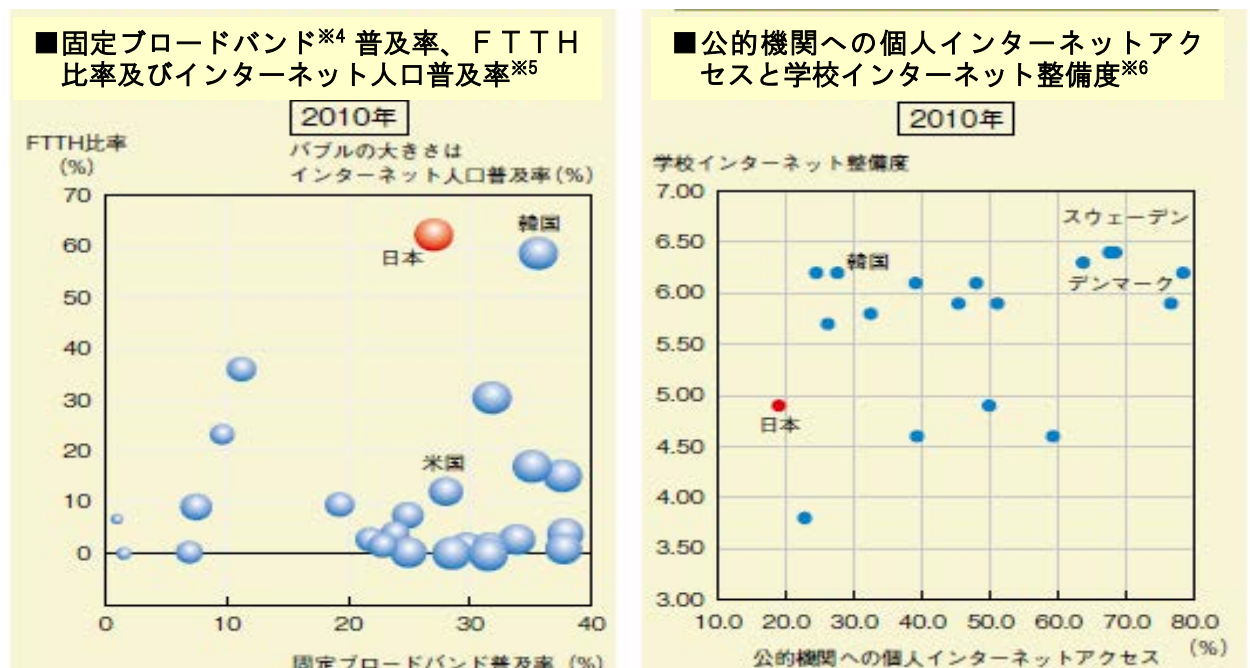
(1) ICT^{※1}（情報通信技術）社会の現況

ア 我が国を取り巻く状況

総務省の「情報通信産業・サービスの動向・国際比較に関する調査研究」（平成24年（2012年））によると、我が国の「ICTインフラ^{※2}整備（図1参照）」は、FTTH^{※3}比率が62.5%と高水準の通信インフラや技術力を持ちながら、

ICTインフラ整備（図1）

公的分野におけるICTの利活用（図2）



総務省「平成24年版 情報通信白書」より抜粋

※1 ICT

Information and Communication Technology（情報通信技術）の略。一般に「IT（情報技術）」と「ICT（情報通信技術）」は同義語に使われているが、最近では、情報通信におけるコミュニケーションの重要性が増大していることを踏まえ、Communication（コミュニケーション）を加えた「ICT（情報通信技術）」が使用されている。

※2 インフラ

インフラストラクチャの略。何らかのシステムや事業を機能させるために基盤として必要となる設備や制度などのこと。

※3 FTTH

Fiber To The Home の略。各家庭まで光ファイバケーブルを敷設することにより、数十～最大1Gbps程度の超高速インターネットアクセスが可能。

※4 固定ブロードバンド

ADSL（電話線を用いた高速通信技術）や光ファイバーなどの有線通信によるブロードバンド。ブロードバンドとは高速で大容量のデータ転送が可能なインターネット接続方式の総称で、インターネットを利用して動画等のデータのスムーズな送受信が可能となった。

※5 インターネット人口普及率

インターネットを利用している個人の利用率のこと。日本が78.2%、韓国が83.7%、米国が74.0%である。

※6 学校インターネット整備度

学校におけるインターネット接続のレベルを、有識者に、非常に限定的（＝1）から広範（＝7）までの段階尺度でアンケート調査した結果より算出したもの。

近年の各種ICT国際指標では、軒並み15位前後以下の評価に留まっています。

すなわち、普及、利活用面で遅れており、「公的分野におけるICTの利活用（図2参照）」として、特に公的機関とのインターネットを介したやり取りは、調査対象18か国の中で最下位の18.9%と遅れが顕著であり、十分な成果は得られていない状況です。

イ インターネットの利用状況

総務省の「平成23年通信利用動向調査」（平成24年（2012年））によると、平成23年（2011年）末のインターネット利用者数は9,610万人、人口普及率は79.1%となっており、5年前の平成18年（2006年）末の8,754万人、人口普及率72.6%から人口で856万人、普及率では6.5%伸びています。

そして、端末別のインターネット利用状況を見ると、「自宅のパソコン」が62.6%と最も多く、次いで「携帯電話」（52.1%）、「自宅以外のパソコン」（39.3%）、「スマートフォン^{※7}」（16.2%）であり、スマートフォンの利用者が増加しています。

また、利用者の傾向をみると、60歳以上のインターネット利用者は概ね増加傾向にあります。世代や年収間の格差はいまだに存在しています。

ウ 新技術や新サービスの動向

情報通信機器の普及が全体的に飽和状況の中、スマートフォン保有が急速に増加し、その上で動作するアプリケーション^{※8}の重要性も高まってきています。

NFC（近距離無線通信：Near Field Communication）機能を備えたスマートフォン端末を用いて、電子行政サービスなどを簡単かつ安全に利用できる仕組みを実現するため、総務省では、平成23年度（2011年度）から、「電子行政モバイルアクセス推進事業」を実施しています。

総務省はこの中で、行政をはじめとする各種商用サービスの利用者がスマートフォンから簡単かつ安全にID、チケット、証明書等のサービスに関連した利用者情報を利用できる仕組みを実現するための技術的検証、制度・運営面等における課題抽出を目的とした実証実験を行い、この成果をガイドラインにまとめ、普及させることにより、申請手続や証明書入手が週7日24時間可能となるサービスの実現を目指しています。

※7 スマートフォン

従来の携帯電話端末の有する通信機能等に加え、高度な情報処理機能が備わった携帯電話端末。従来の携帯電話端末とは異なり、利用者が使いたいアプリケーションを自由にインストールして利用することが一般的。

また、スマートフォンはインターネットの利用を前提としており、携帯電話の無線ネットワーク（3G回線等）を通じて音声通信網及びパケット通信網に接続して利用するほか、無線LANに接続して利用することも可能。

※8 アプリケーション

ワープロ・ソフト、表計算ソフト、画像編集ソフトなど、作業の目的に応じて使うソフトウェア。

今後、市民が簡単にこれらのサービスを利用することが可能となれば、電子自治体を推進するうえでは、新技術や新サービスについても積極的に取り入れて、コンビニ交付等、社会情勢の変化に対応した情報化を推進していく必要があります。

(2) 行政情報化の推進

ア 電子政府・電子自治体の推進

ICT（情報通信技術）の進展により、世界的規模で社会全体に大きな変化をもたらしたIT革命に対応するため、国は、平成13年（2001年）1月に高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT戦略本部）を発足させ、「5年以内に世界最先端のIT国家になる」という目標を掲げた「e-Japan戦略」を決定し、情報化への本格的な取組を開始しました。

その後、「e-Japan戦略」の成果と課題を受けて、平成18年（2006年）1月に、新たな戦略として「いつでも、どこでも、だれでもITの恩恵を実感できる社会の実現」という目標に向けた「IT新改革戦略」を策定しました。

そして、さらなるITの利活用の高度化をめざして、平成22年（2010年）5月に、新たな国民主権の社会を確立するため、「国民主権」の観点から、①政府内で情報通信技術革命を徹底し国民本位の電子行政を実現すること、②情報通信技術の徹底的な利活用により地域の絆を再生すること、③新市場の創出と国際展開を図ることを重点戦略（3本柱）に絞り込んだ「新たな情報通信技術戦略」を策定しました。

これら戦略の具体的な取組みとして、まず初めに、平成15年（2003年）以降、「電子政府構築計画」に基づき国の行政機関が扱う手続きについて、オンライン化を推進し、平成18年度（2006年度）末には申請・届出対象手続きの95%をオンライン化しました。

その後、利用率が極端に低く、今後も改善の見込みのないオンライン手続きが相当数を占めており、費用対効果が得られないシステムの停止等の見直しを行い、平成21年度（2009年度）におけるオンライン化は52.5%に減少しました。

また、総務省の「平成22年度における行政手続オンライン化等の状況」（平成23年（2011年））によると、実際にオンライン化した申請・届出等手続の利用率は、平成20年度（2008年度）の26.8%から平成21年度（2009年度）は31.5%に増加しましたが、平成22年度（2010年度）は31.8%と横ばいの状況です。

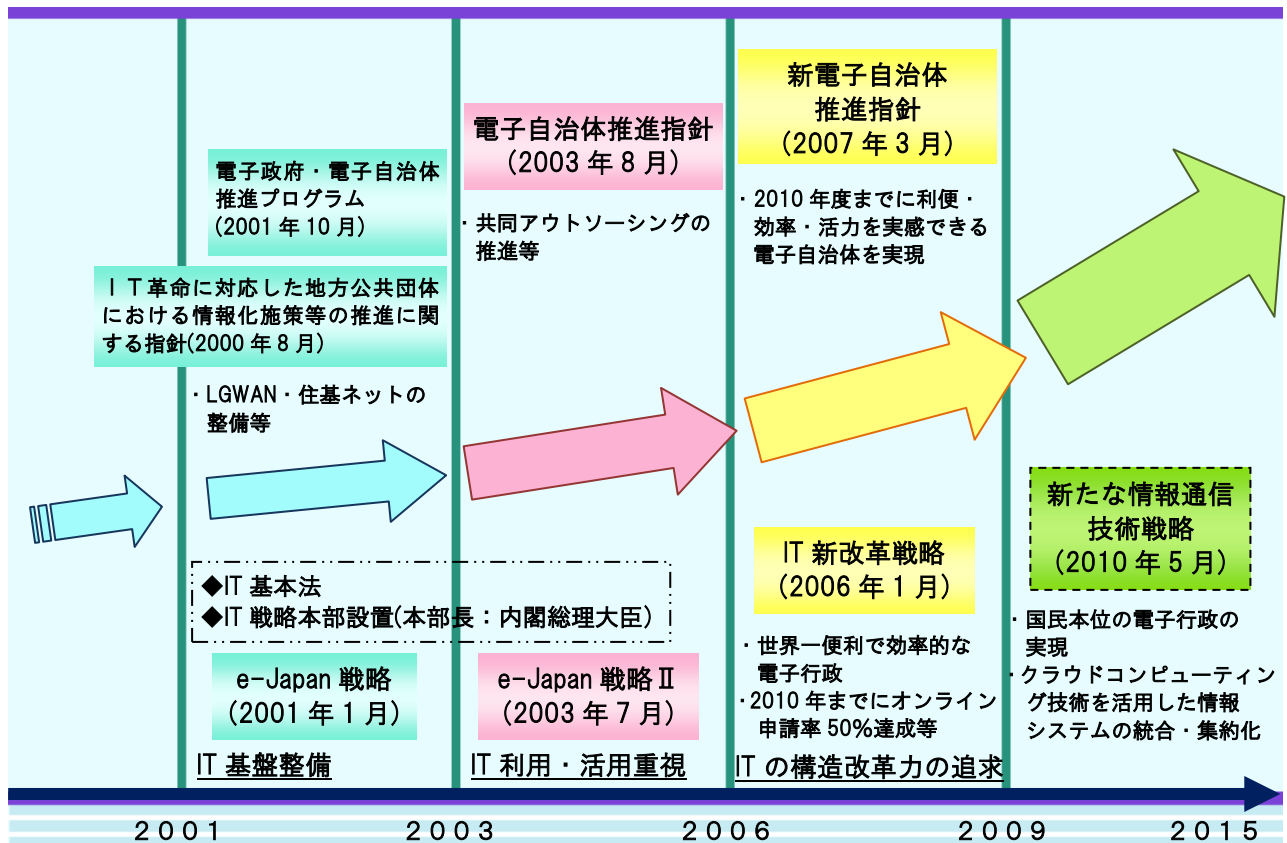
こうしたことから、現在、国がめざしている電子自治体は、平成32年（2020年）までに、国民が自宅やオフィス等の行政窓口以外の場所（オンライン又は民間との連携も含めてオフライン）において、国民生活に密接に関係する主要な申

請手続きや証明書の入手を必要に応じ、週7日24時間ノンストップ^{※9}・ワンストップ^{※10}で行えるようにすることを目標としています。

この一環として平成25年(2013年)までに、行政機関やコンビニ等に設置された行政キオスク端末^{※11}を通して、国民の50%以上が、サービスを利用することを可能とすることをめざしているところです。

こうした、電子自治体の推進に向けた動きの中で、地方公共団体における利用促進対象手続のオンライン利用率は、平成22年度(2010年度)で41.0%と、平成18年度(2006年度)の17.5%から大きく増加しています。

我が国のIT戦略と電子自治体の展開



総務省 地方自治情報管理概要(平成24年3月)「第1章 2 電子自治体の推進」より抜粋

※9 ノンストップ
ノンストップ行政サービスのこと。パソコン等の情報端末でインターネットを利用し、24時間いつでも、住民が必要ときに行政サービスを受けることができるサービスのこと。

※10 ワンストップ
ワンストップ行政サービスのこと。住民票や印鑑証明の交付、年金、福祉関係など、現在、複数箇所にまたがって提供されている関連手続きの窓口を、電子化により1か所に集約させるサービスのこと。

※11 キオスク端末
街頭や店舗内に設置される情報端末のこと。液晶画面に情報を開示し、操作は画面に触れるタッチパネルが採用されていることが多い。

また、情報システムに係る経費の削減と、行政情報を保全し、災害・事故等発生時の業務継続を確保する観点から、自治体クラウド^{※12}の推進が求められています。

イ 利用者意識

総務省の「ICT基盤・サービスの高度化に伴う利用者意識の変化等に関する調査研究」(平成24年(2012年))をもとに、公共分野における主要なICT(情報通信技術)サービスが、国民にどのように認知され利用されているのか、また認知されていない場合にはその背景や理由の分析が行われました。

その結果、電子申請サービスの認知状況は47.8%、利用状況は5.7%、税申告・納税サービスの認知状況は72.4%で、利用状況が11.2%となっています。

これらのサービスを利用した人の満足度は、8割以上の人が満足しているが、今後の利用意向は4割程度に留まっています。

利用する上での期待する効果としては、「自由な時間に手続きができる」、「時間が節約できる」との回答が多く、利用しない理由としては、「従来のやり方でも困らない」が最も多く、次いで「操作が難しそう」が多くなっています。

今後、電子自治体を推進していく中で、各サービスの認知度をあげていく取組とともに、利用のメリット面について、利用していない人に対して分かりやすく伝えていくことが重要です。

ウ 大阪電子自治体推進協議会の動向

大阪府域においては、地域情報化を推進し、住民サービスの向上と事務の効率化を図るため、各種の情報システムと情報ネットワークを共同で整備・運用することを目的として、参加を希望する団体により平成8年(1996年)に大阪地域情報サービスネットワーク協議会(オーパス協議会)を設立しました。

その後、平成14年(2002年)4月には、大阪府と府内全市町村が、共通の課題である「電子自治体」の実現に連携、協働して取り組むことを目的に「大阪電子自治体推進協議会」を設立しました。

複数の自治体が共同でシステムを開発し、運営、調達することにより、高いセキュリティ水準で高品質なサービスの提供、コストの節減を図ることができます。

こうした考えのもと、大阪電子自治体推進協議会では、オーパス・スポーツ施設情報システムや電子入札システム、電子申請汎用受付システム等の開発、運営、府

※12 自治体クラウド

クラウドコンピューティングの技術を電子自治体の基盤構築に活用して、地方公共団体の情報システムの集約と共同利用を進めることにより、情報システムに係る経費の削減や住民サービスの向上を図るもの。堅牢なデータセンターを活用することで、行政情報を保全し、災害・事故発生時の業務継続を確保することもできる。

クラウドコンピューティングとは、ユーザ(各市町村)が独自にサーバ、ソフトウェア及びデータを保有・管理せずに、ネットワーク経由(主にインターネット)で必要な情報システムを利用する形態を指す。

域のL G W A N^{※13}（総合行政ネットワーク）の整備など、クラウドコンピューティングに関する調査研究事業など共同事業を行うとともに、電子自治体の実現に向けた取組を行っています。

◆オーパス・スポーツ施設情報システム

施設を管理している団体（府や市町村）の窓口で利用者登録すると、窓口に出向かなくとも、インターネットや携帯ウェブ、家庭の電話、市役所・体育施設などに設置している街頭端末から、施設の利用抽選申込みや空き照会などのサービスが利用できます。

スポーツ施設予約管理システムの共同開発・共同運用としては、全国に先駆けて、平成8年（1996年）4月から、大阪府及び本市を含む8団体で取組を開始し、その後、平成14年（2002年）からは大阪電子自治体推進協議会に事業が移管されています。

平成24年（2012年）1月には、システムの全面更新に伴いA S P^{※14}方式を共同調達し、平成24年度（2012年度）現在、大阪府域16自治体が共同利用しています。

◆電子入札システム

インターネットを利用して、業者登録の申請受付・資格審査業務と、工事情報の公告から、入札参加受付、資格審査、入札、開札、結果公表までの一連の入札業務を電子化しています。

平成16年（2004年）9月から、大阪府内6団体で共同開発・共同運用を開始し、本市では、平成21年（2009年）4月から参加しており、平成24年度（2012年度）現在、大阪府域13自治体が共同利用しています。

※13 L G W A N

Local Government Wide Area Network（総合行政ネットワーク）の略。地方自治体のコンピュータネットワークを相互に接続した広域ネットワーク。中央省庁の相互接続ネットワークである霞ヶ関WAN（Wide Area Network、広域通信網）にも接続されている。電子文書の交換や情報掲示板、アプリケーション（特定の目的のためにつくられたソフトウェア）の共同開発、利用が行われ、行政事務の効率化や重複投資の抑制、住民サービスの向上が期待されている。

※14 A S P

Application Service Provider の略。ビジネス用アプリケーションソフトをインターネットを通じて顧客に提供する事業者。

(3) 茨木市のこれまでの取組

ア 高度情報化推進計画策定までの取組

これまでの数次にわたる計画^{※15}に基づき、ホストコンピュータ^{※16}システムによる住民情報及び内部事務オンラインシステムの構築並びにLAN^{※17}（ローカルエリアネットワーク）敷設等により、行政事務の効率化、省力化及び行政サービスの向上に努めてきました。

また、府内参加市町村の共同取組を活用した公共施設案内・予約システムの開発を行ったほか、平成10年（1998年）8月からは市ホームページを開設するなど、市民の利便性の向上及び地域情報化への取組を積極的に行ってきました。

イ 電子自治体の実現に向けての取組

平成12年（2000年）に「高度情報通信ネットワーク社会形成法」が施行され、国・地方公共団体の責務として、全ての国民が情報通信技術の恩恵を受けられるような社会の実現に向け「電子自治体」の実現を目指すこととなり、平成13年（2001年）に「茨木市高度情報化推進基本方針」を策定しました。

そして、平成27年（2015年）を目標年次とする「第4次茨木市総合計画」において、情報通信技術が飛躍的に発展する中、情報通信技術の利便性を実感できるサービスの提供や、より簡素で効率的、効果的な行政運営などの課題に対応するため、茨木市高度情報化推進計画を策定して市民の目線に立った「電子自治体」の実現をめざしています。

① 茨木市高度情報化推進基本方針<平成13年度（2001年度）～>

行政情報化の基盤整備として、インターネット、L G W A N等の外部ネットワークとセキュリティを確保して接続するための庁内LANを整備し、そのLANに接続したパソコンを、事務上必要とする職員に概ね1人1台配備しました。

また、行政組織内の情報化のため、Eメール、庁内メール、文書共有サーバを導入しました。

※15 資料編 p.64 ～ 66 「情報化施策等の経過」参照

※16 ホストコンピュータ

住民記録、市税、国民健康保険など多くの市民を対象とした大量のデータを処理しなければならない基幹システムなどに用いられている汎用大型コンピュータのこと。基幹システムとは、住民基本台帳、市税、国民健康保険等、自治体の運営の中核となる重要な業務に係る情報システムを指す。

※17 LAN

Local Area Network（ローカルエリアネットワーク）の略。事業所内やビル内など比較的狭い範囲に設置されたコンピュータ同士を接続して、データのやり取りなど情報の共有やプリンタなどの周辺機器を共用できるようにするネットワークのこと。

② 茨木市高度情報化推進計画

〈平成15年度（2003年度）～20年度（2008年度）〉

(ア) IT（情報通信技術）の活用による市民サービスの向上

事業	実施状況
電子申請共通基盤整備	「大阪電子自治体推進協議会」の共同アウトソーシング事業を利用した汎用受付システム及び電子調達システムの導入について検討を行ったが導入を見送り、課題解決のための調査・研究を実施
電子調達システム	
インターネットの活用	<ul style="list-style-type: none"> ・平成17年(2005年)6月から、インターネットでの図書館資料検索及び予約を可能 ・平成18年(2006年)3月に市ホームページをリニューアルし、利用者の使いやすさに配慮したホームページを提供するとともに、迅速に情報を提供するためにCMS^{※18}を導入、また、アクセシビリティ^{※19}、ユーザビリティ^{※20}の向上のため音声読上げソフトを導入
公共施設案内・予約システムの拡充	平成17年度(2005年度)から生涯学習センターの施設予約システム(きらめきNET)を稼働
電子投票	課題解決のための調査・研究を実施

※18 CMS

Content Management System の略。Webコンテンツの管理及び配信等の処理システム。

※19 アクセシビリティ

環境、設備、機器、ソフトウェア、サービス等について、年齢や身体的な条件に関係なく、支障なく利用できること。

※20 ユーザビリティ

ソフトウェアやWebサイトの使いやすさのこと。ユーザが目標の操作を完了するまで、なるべく簡単な操作でアクセスできることや、使っていてストレスを感じないことが、優れたユーザビリティとなる。

(イ) 行政内部事務の電子化による高度な行財政運営の実現

事業	実施状況
統合型文書管理システム <ul style="list-style-type: none"> ・電子決裁システム ・財務会計オンラインシステム再構築 ・庶務事務システム 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成18年(2006年)4月から電子決裁システムと連携した統合型文書管理システムを導入し、起案文書の作成から承認・決裁までの一元管理を実施 ・平成20年(2008年)4月から財務会計システムを再構築して電子決裁化 ・平成20年(2008年)4月から庶務事務システムを導入し、職員1人1台のパソコンから休暇、出張、時間外等の申請が可能
統合型地理情報システム 【個別GIS ^{※21} 】 <ul style="list-style-type: none"> ・建築確認等支援システム ・水路占有等支援システム ・消防総合情報システム 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成17年(2005年)4月から、統合型地理情報システムを導入し、庁内LAN(ローカルエリアネットワーク)等のネットワーク環境のもと、庁内で利活用できる地図(住宅地図、都市計画図等)の配信を実施 ・個別GIS(地理情報システム)で共有できる地図データ(例えば、道路、街区、建物など)を一元的に管理し、各部署において庁内横断的に有効活用するための効果的な環境を整備
総合行政ネットワーク (L GWAN) との接続	平成15年(2003年)8月に大阪府域では「大阪電子自治体推進協議会」の共同事業として接続を完了し、共同運用

(ウ) 既存システムの再構築や小規模システムの整備による効率化

事業	実施状況
国民健康保険オンラインシステム再構築	平成18年度(2006年度)から仮算・本算方式から6月本算定方式への変更
税DB保有年数延長	平成17年度(2005年度)からDB保有年数を2年から3年に延長

※21 GIS

Geographical Information System(地理情報システム)の略。デジタル化された地図データと、統計データや位置、空間に関する様々な情報を、コンピュータを用いて重ね合わせて情報を視覚的に表示するシステムのこと。

生活保護オンラインシステム再構築	平成19年度(2007年度)にパッケージソフト※22の導入による再構築を実施
障害者支援費制度システム	平成16年度(2004年度)にパッケージソフトを導入
農業委員会システム	平成16年度(2004年度)にGISシステムを導入

(エ) 情報化研修の充実による人材の育成と情報リテラシー※23の向上

事業	実施状況
職員研修	所属内の情報化を推進するITリーダーをはじめ、各職員に対して、職員研修を延べ11回実施(245人受講)
条例・規則等の整備	平成15年度(2003年度)にセキュリティポリシー※24等、庁内ネットワークシステムの適正な管理のため、関係規程を制定
セキュリティ対策及び基盤整備	不正アクセス監視システム等による高度なセキュリティレベルの維持

③ 茨木市高度情報化推進計画(第2次)

〈平成20年度(2008年度)～24年度(2012年度)〉

(ア) 実感できる市民サービス

事業	実施状況
電子申請の導入	平成21年(2009年)10月から、手続きの電子化を段階的に進めるため、講座の申込等の簡易な手続きを対象として、ASPを利用した本人確認を必要としない「簡易電子申込システム」を導入
電子入札の導入	平成21年(2009年)4月から「大阪電子自治体推進協議会」において、共同開発されたシステムを導入

※22 パッケージソフト

特定の業務又は業種で汎用的に利用することのできる既製の市販ソフトウェアのこと。

※23 情報リテラシー

リテラシーとは読み書き能力のことで、インターネットなどの情報通信やパソコン等の情報通信機器を利用して、情報やデータを活用するための能力、知識のこと。また、パソコン操作だけでなく、インターネット上での情報収集、発信能力やマナー、各種情報の分析、整理能力なども含まれる。

※24 セキュリティポリシー

組織全体の情報セキュリティに関する基本方針。組織が保有する情報資産を安全に管理、運用するための方針を定めたもの。

業者登録システムの導入	平成22年(2010年)12月から「大阪電子自治体推進協議会」において、共同開発されたシステムを導入
税の電子申告システムの導入	平成21年(2009年)5月からeLTA X(税の電子申告システム)に加入し、同年10月から法人市民税及び償却資産税について電子申告を開始し、平成22年(2010年)1月からは給与支払報告書について電子申告を受付開始、平成23年(2011年)1月からは、所得税確定申告データを取り込む国税連携システムの運用を開始
公金収納システムの拡充	平成23年度(2011年度)から水道使用料に続いて、コンビニでの軽自動車税の納付を開始
住民基本台帳カードの多目的利用、自動交付機の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ICカード標準システムを導入し住民票等自動交付機システムの改修を行い、平成21年(2009年)1月から証明発行カードとしても利用開始 ・平成21年(2009年)1月に阪急茨木市駅前及び平成24年(2012年)10月に市民課窓口横に各1台ずつ自動交付機を増設。
安否確認システムの導入	平成21年(2009年)4月から、自力で避難することが困難な要援護者の名簿と地図情報をリンクし、大災害時の安否確認を行うシステムを導入

(イ) 分かりやすく身近な行政

事業	実施状況
ホームページ、携帯サイトの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度(2010年度)に市ホームページを自動的に翻訳できるサービスを導入 ・平成23年(2011年)11月に全面リニューアル
地域コミュニティの形成促進	平成21年度(2009年度)に「まちづくり情報サイト」を開設
地上デジタル放送の活用	調査・研究を実施
各種IT講習会の実施	生涯学習センター、障害福祉センター等の施設でIT講習を実施

(ウ) 行政運営の簡素・効率化

事業	実施状況
統合型地理情報システムの拡充	<ul style="list-style-type: none"> 平成20年度(2008年度)に占用物管理システムを、平成21年度(2009年度)には、地域情報システム、下水道台帳管理システムの開発を実施 平成24年度(2012年度)に、共有空間システム(住宅地図・航空写真等を庁内ネットで提供)の更新時期を迎え、よりいっそうの運用経費の削減と安定稼働を図るため、クラウドシステムへの移行
臨時職員等管理システムの導入	人事・給与システムの刷新と合わせて導入を検討
幼稚園事務支援システムの導入	平成22年度(2010年度)にパッケージシステムを導入

(エ) 情報基盤整備と既存システムの改善

事業	実施状況
<ul style="list-style-type: none"> 福祉医療システムの刷新 市税、住民基本台帳システム等の刷新 	<ul style="list-style-type: none"> 大阪府の制度改正時期にあわせて実施予定 外国人住民の住民基本台帳への記載等に係る住民基本台帳法改正のための改修を実施
人事・職員給与システムの刷新	パッケージソフトの導入を検討
職員の育成と情報リテラシーの向上	<ul style="list-style-type: none"> スキルアップ研修を定期的実施 情報化推進の中心となる職員を「ITリーダー」として養成するための研修を実施
セキュリティ対策の強化	平成22年(2010年)2月からUSBメモリ等の使用を制限するなど、対策強化を実施

(4) 電子自治体の実現に向けての課題

ア 現状の課題

行政情報化のための基盤整備や行政組織内の情報化は、ほぼ完了していますが、住民基本台帳、市税、国民健康保険といった基幹系システムで、ホスト系の独自開発システムを使用していることから、近年、度重なる法改正・制度改正への対応に伴い、システム改修費等に多額の経費を要しており、その低減が求められています。

これら多くのホスト系の独自開発システムが老朽化し、再構築を検討する時期を迎えており、再構築する場合のシステム形態の検討が必要となっています。

さらに、オープン系システム^{※25}やパソコン小規模システムにおいても、OS^{※26}や機器の保守期限の関係で、ライフサイクルが概ね5年程度と短く、システム導入時にOS更新等を考慮したライフサイクルコストを十分検討する必要があります。

そして、市民サービスの向上に向けて電子申請の導入を進めていますが、インターネット上での厳格な本人確認や証明書等の交付、手数料等の収納には多くの課題があることから、講座の申込等、簡易な手続きの申請部分のみの電子化に留まっており、当面は、行政機関やコンビニ等に設置された行政キオスク端末を利用した行政サービスの提供が求められています。

さらに、市民サービスの向上を図るシステムにおいて、利用状況が低い場合には十分な費用対効果が得られない場合があり、利用率の低い要因を検討する必要があります。

イ 新たな課題

新たな課題として、現在、国で進められている社会保障・税に関わる番号（マイナンバー）制度について、関連法案が成立した場合には、マイナンバー^{※27}の附番通知の後、マイナンバーカードの交付が予定されており、市民課窓口での事務が想定されます。また、税関係の法定調書や給与支払い報告書にマイナンバーを記載するなど、市税や福祉などの各分野での利用に向けて、関連する全てのシステムでマイナンバーの管理等が必要となるため、広範囲なシステム修正が想定されます。

また、後期高齢者医療制度や国民健康保険など、社会保障制度の見直しも検討されていますが、実施される場合には、現行システムの大きな改修が想定されます。

さらに、情報システムに係る経費の削減と、災害・事故発生時の業務継続が図られる情報システムの形態のひとつとして、自治体クラウドの推進が求められており、本市においても、その有用性を検討していく必要があります。

※25 オープン系システム

様々なメーカーのソフトウェアやハードウェアを組み合わせて構築されたコンピュータシステムのこと。各社の製品の価格や性能を比べて最も良い製品を組み合わせることができる。

※26 OS

Operating Systemの略。「基本ソフトウェア」とも呼ばれ、キーボード入力や画面出力等の入出力機能、ディスクやメモリの管理など、多くのアプリケーションソフトが共通して利用する基本的な機能を提供し、コンピュータシステム全体を管理するソフトウェア。

※27 社会保障・税に関わる番号（マイナンバー）制度

国民一人ひとりが固有の番号（マイナンバー）を持つことにより、国、地方公共団体が国民一人ひとりの情報を的確に把握し、社会保障と税の各制度における給付や負担の公平性を確保する社会的基盤のこと。

2 計画の基本方針

(1) 計画の基本的な考え方

本市では、市民が快適さを実感できる市民サービスの向上と、より簡素で効率的、効果的な行財政運営を図るため、電子自治体の実現に向けて、第2次計画に引き続き以下の視点で情報化の推進に取り組みます。

- 市民の目線に立った、わかりやすく、使いやすい情報化をめざします
- システム全体の最適化を行い、費用対効果の向上を図ります
- 業務の改善、事務の効率化を推進するとともに、コストの削減をめざします
- 個人情報の保護を含め、セキュリティ対策に万全を期します
- 新たな技術を取り入れ、社会情勢の変化に対応した情報化をめざします

(2) 計画の位置づけ

本計画は、「第4次茨木市総合計画」にある基本構想、基本計画に示されたまちづくりを実現するための施策を、情報化の視点からとらえ、「茨木市高度情報化推進基本方針」に定めた基本的な考え方と方向を踏まえて、2次にわたる「茨木市高度情報化推進計画」での現状の課題と、新たなニーズや課題に対応するため、中期的な視野で各分野の取り組むべき情報化施策を調整し体系化したものとします。

ただし、実施時期（行動計画）については、政策推進プランにおいて決定します。

(3) 計画期間

本計画の期間は、平成25年度（2013年度）から平成29年度（2017年度）までの5か年とします。

3 計画の目標

現状の課題や新しい課題を踏まえて、次の目標のもと、第2次計画に引き続き、「電子自治体」の実現をめざしていきます。

なお、電子自治体の基盤となる情報システムについては、市民サービスの向上に向けて、市民の目線に立ったわかりやすく、使いやすい情報化を進めます。

また、行政運営の簡素・効率化に向けては、情報システムを単に導入するのではなく、既存業務の手順等を再点検して、業務の合理化をさらに図ることにより、情報システムと業務の最適な組合せを実現し、高い経済性、高品質な業務遂行を図ります。

なお、情報システムの調達にあたっては、仕様書、積算・見積方法の標準化・共通化、運用経費・更新経費の事前評価等を検討し、システム経費の適正化に努めます。

(1) 実感できる市民サービスの向上

市民が、自宅や事業所等の窓口以外の場所において、申請、届出などの手続、証明書の入手、市税等の納付を可能とし、より身近で簡単に利用できる電子行政サービスの実現をめざします。さらに、できる限り、時間や場所の制約のない、ノンストップ、ワンストップでそのサービスを提供できるよう進めます。

また、大規模な災害が発生した場合に、被災者に対して迅速な支援が行える体制を構築するため、必要となる情報システムの運用継続が図られる仕組みづくりを進めます。

さらに、スマートフォンの急速な普及に伴い、その上で動作するアプリケーションの重要性が高まっているなど、新しいICT(情報通信技術)の動向に注視しながら、新たな市民サービスの向上につながる情報化施策について研究を進めます。

また、ユビキタスネットワーク^{※28}社会の到来を迎えて、誰でも(大人も子どもも、高齢者も障害のある人も)簡単にネットワークにつながる社会の環境整備(技術・サービス・各種機器など)は進んでいますが、利用機会や操作知識などにおいて情報格差が生じないよう、高齢者や障害のある人をはじめとした市民の情報リテラシー向上のためのIT講習会を実施していきます。

^{※28} ユビキタスネットワーク

あらゆる情報端末が、有線・無線の多様なネットワークによって接続され、いつでもどこからでも様々なサービスが利用できるようなネットワーク環境のこと。

(2) 行政運営の簡素・効率化

本市では、これまで行政事務の効率化、省力化及び行政サービスの向上に努め、電子自治体内部の情報化を推進してきましたが、より一層の情報化を推進するため、土地台帳・家屋台帳の電子化として、台帳データシステムを構築し、法務局からの登記済通知書について、電子データで連携し、土地・家屋評価システムとも連携することで、より効率的でより精度の高い課税データの管理を行います。

また、パソコン購入に占める、マイクロソフト社のオフィス製品^{※29}のライセンス費用の割合が、急速に上昇しているため、代わりに同じような機能をもつOSS^{※30}（オープン・ソース・ソフトウェア）の活用を検討を行います。

(3) 情報基盤整備と既存システムの改善

老朽化した現行の基幹系システムは、度重なる制度改正等への対応に伴うシステム改修経費とシステム維持要員の面で課題が多いため、システムの最適化を検討します。

システムの変更に際しては、制度改正等に柔軟に対応でき、機器の維持管理コストを縮減できるシステムを導入するだけでなく、現行の業務を再点検し、更なる効率化、高度化を図ります。

さらに、オープン系システムにおけるサーバ機器等の統合や、現在、各個別システムで保有する住民基本台帳・市税システムとのデータ連携基盤の一元化など、情報資産の全体最適化を検討し、システム間で重複する情報資産の削減を図ります。

また、電子自治体の実現に向けて、情報セキュリティ対策の重要性とその範囲は、ますます増大することから、「茨木市個人情報保護条例」をはじめとする関連規程に基づき、個人情報の保護とシステムの適正な運営管理を図るため、情報セキュリティポリシーの定期的な評価・見直しを行い、高度なセキュリティレベルを保持していきます。

(4) 新たな制度改正への対応

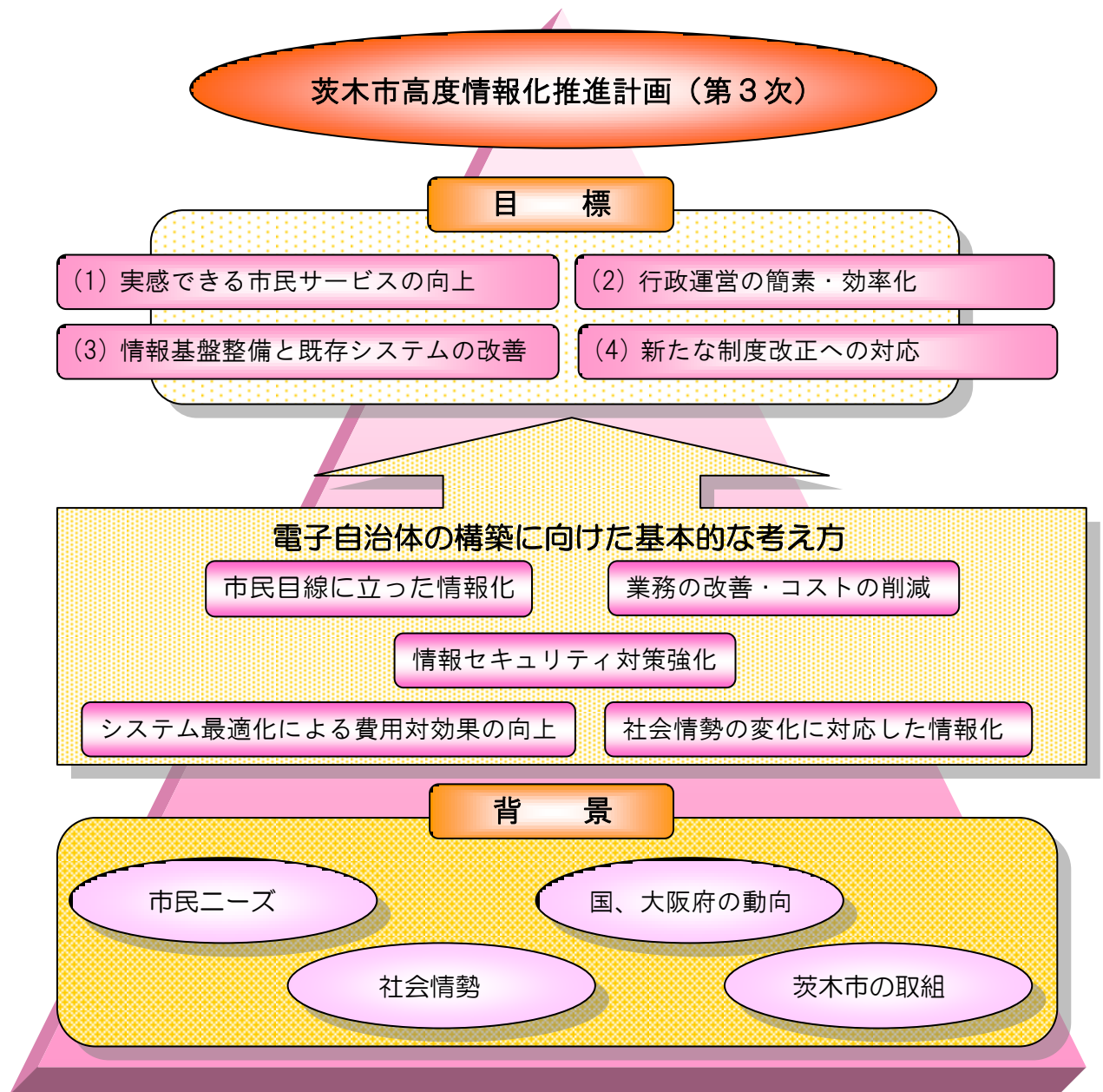
少子高齢化による高齢者の増加と労働人口の減少、格差拡大への不安の高まりなどを背景として、国においては社会保障と税の一体改革として、社会保障・税に関わる番号(マイナンバー)制度の実現、後期高齢者医療制度や国民健康保険の見直しなど、多くの制度改正について検討がされています。

これらの制度改正が実施されますと、既存システムの大規模な改修や新たな情報連携基盤の構築などを、限られた期間で対応する必要があることから、その動向の

※29 マイクロソフト社のオフィス製品
ビジネス用アプリケーションソフトを一つにまとめたマイクロソフト社のパッケージ製品 Microsoft Office シリーズのこと。

※30 OSS
Open Source Software の略。ソースコード（ソフトウェアにおける設計図のようなもの）を、インターネットなどを通じて無償で公開し、誰でもそのソフトウェアの改良、利用、再配布を行うことができるソフトウェアのこと。

把握に努め影響範囲を十分に調査し、全体最適化を検討のうえ、基幹系システムの刷新等において二重投資にならないよう対応していきます。



茨木市高度情報化推進計画（第3次） 体系図

4 具体的施策一覧

計画の目標の実現に向け、具体的な施策を設定します。

目標	施策	頁
実感できる 市民サービスの向上	被災者支援システムの導入	22
	証明書等コンビニ交付の導入	24
	戸籍副本データ管理システムの導入	26
	レセプト分析システムの導入	28
	救急搬送支援システムの導入	30
	ホームページ、携帯サイトの充実	32
	電子申込システムの拡充	34
	公金収納システムの拡充	36
	各種IT講習会の実施	38
行政運営の簡素・効率化	職員参集安否確認システムの導入	40
	統合型GIS（地理情報システム）の拡充	42
	OSS（オープン・ソース・ソフトウェア）の導入	44
	土地台帳・家屋台帳の電子化	46
	滞納整理システムの導入	48
	人事総合情報システムの導入	50
	情報システム調達ガイドラインの策定	51
情報基盤整備と 既存システムの改善	オープン系システムの導入及び更新	52
	基幹系システムの刷新	56
	自治体クラウドの研究	58
	職員の育成と情報リテラシーの向上	60
	セキュリティ対策の強化	61
新たな制度改正への対応	社会保障・税に関わる番号 （マイナンバー）制度	62
	社会保障制度改革	63



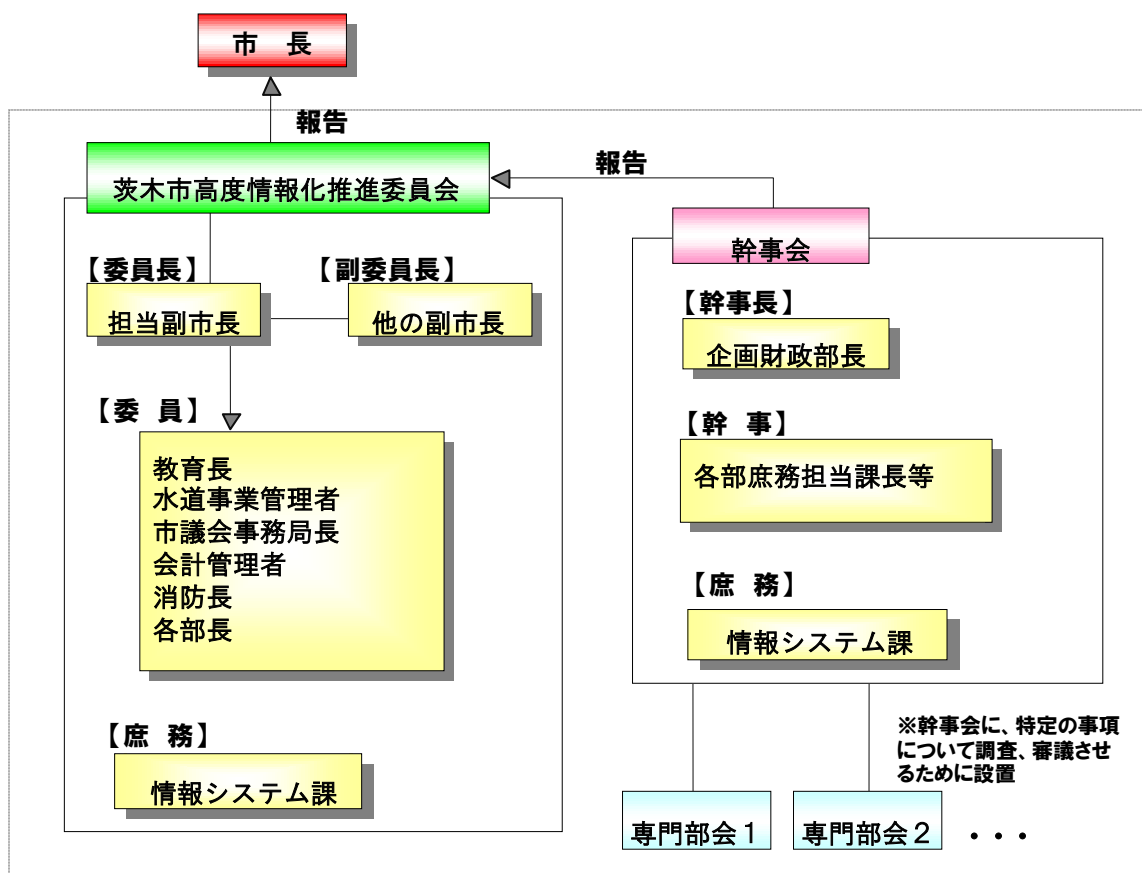
将来イメージ図

5 情報化施策の推進体制

情報化施策を着実かつ適正に推進していくため、組織的な推進体制として、平成13年（2001年）5月に「茨木市高度情報化推進委員会」の設置を行いました。さらに、委員会のもとに幹事会を置き、具体的な取組に当たっては、必要に応じて関係部局の職員等で構成する専門部会を設置し、対応を図っていきます。

また、計画に基づく施策については、政策推進プランにおいて実施時期及び実施方法等を検討し、その有効性等について再度事前評価を行ったうえで実施し、実施後は、行政評価（事務事業）において事後評価を行うなど、計画の進捗状況を毎年度、的確に把握、評価します。

なお、現行の総合計画は、平成27年（2015年）を目標年次とすることから、次期総合計画との整合性を図る必要が生じた場合や、ICT（情報通信技術）の進展及び社会経済状況の変化に対応する必要が生じた場合には、計画を見直します。



茨木市高度情報化推進委員会

6 年度計画表

施策	年度	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)
実感できる市民サービスの向上						
被災者支援システムの導入	導入					
証明書等コンビニ交付の導入	導入					
戸籍副本データ管理システムの導入	導入					
レセプト分析システムの導入	導入					
救急搬送支援システムの導入	導入					
ホームページ、携帯サイトの充実	推進					
電子申込システムの拡充	拡充の検討					
公金収納システムの拡充	コンビニ収納 拡充	拡充の検討				
各種IT講習会の実施	推進					
行政運営の簡素・効率化						
職員参集安否確認システムの導入	導入					
統合型GIS(地理情報システム)の拡充	下水道台帳				公有財産	
OSS(オープン・ソース・ソフトウェア)の導入	導入の検討					
土地台帳・家屋台帳の電子化		導入				
滞納整理システムの導入				導入		
人事総合情報システムの導入					導入	
情報システム調達ガイドラインの策定	調査・研究	策定				
情報基盤整備と既存システムの改善						
オープン系システムの導入及び更新	学務等 ^{※31}					
基幹系システムの刷新	福祉医療 固定資産税	国民健康保険				
自治体クラウドの研究	調査・研究					
職員の育成と情報リテラシーの向上	推進					
セキュリティ対策の強化	推進					
新たな制度改革への対応						
社会保障・税に関わる番号 (マイナンバー)制度	必要に応じて対応					
社会保障制度改革	必要に応じて対応					

※31 該当システムは学務システム、文化財情報管理システム、きらめき講座管理システム、財務会計・庶務事務システム